

関原発 第155号
2023年 6月21日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

高浜発電所第1号機加圧器サージ管改造工事に
係る使用前検査申請書の記載内容変更について

平成22年12月17日付け関原発第464号で申請（平成23年4月12日付け関原発第37号、平成28年7月6日付け関原発第202号、2020年3月24日付け関原発第612号、2022年7月1日付け関原発第198号、2022年12月15日付け関原発第537号及び2023年5月26日付け関原発第70号で申請書の記載内容変更）しました高浜発電所第1号機加圧器サージ管改造工事に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

高浜発電所第1号機

使用前検査申請書番号

関原発第464号（平成22年12月17日） ※1

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第 37号（平成23年 4月12日） ※2

関原発第202号（平成28年 7月 6日）

関原発第612号（2020年 3月24日）

関原発第198号（2022年 7月 1日）

関原発第537号（2022年12月15日）

関原発第 70号（2023年 5月26日）

※1 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項の規定に基づいた行為とみなすものとされている。

※2 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定に基づいた行為とみなすものとされている。

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

2023年5月26日付け関原発第70号の申請書記載事項

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 自 平成23年 1月11日 至 平成23年 4月22日 場所 高浜発電所
	工事の工程 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になったとき（四号） 期日 未定 場所 高浜発電所
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 未定 場所 高浜発電所

申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	未定
--------------------------	----

(下線は変更部分)

(変更後)

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 自 平成23年 1月11日 至 平成23年 4月22日 場所 高浜発電所
	工事の工程 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になったとき（四号） 期日 <u>自 2023年 6月</u> <u>至 2023年 7月</u> 場所 高浜発電所
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 <u>2023年 8月</u> 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	<u>2023年 8月</u>

(下線は変更部分)

2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書
添付資料のとおり

2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし

変更理由

検査工程の見直しに伴い、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」の期日及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

